

「歴史リテラシー」と「ナショナル・ヒストリー」

野 村 耕 一

三重大学共通教育センター
大学教育研究－三重大学授業研究交流誌－
第 22 号 別 冊
2014 年 発 行

「歴史リテラシー」と「ナショナル・ヒストリー」

野村 耕一（人文学部）

はじめに

入学までの過程で学んできたことを大学における勉学や研究においてどう活かすか、活かせるかということは、おそらく専門分野に関わらず問われる事柄であろう。初等・中等教育の課程での歴史に関するカリキュラムは、とりわけ高等学校における世界史と日本史の学習内容を十分習得しているならば、かなり膨大かつ詳細な知識を学生に付与していることになる。もちろん実際のところ、歴史に関する情報や知識は学校教育の独壇場ではなく、学生が有する知識には精粗の度合や量の点で差があることは言うまでもない¹。

歴史学という分野においては、かかる課題にいかに取り組むべきであろうか。学生が教師や教科書が提示した歴史知識の単なる受容者という立場を脱し、自らの生活にその知識を活かすことができるような思考枠組みを身に付けることが、おそらく大学における歴史学教育に託されている課題である。

その際、「歴史リテラシー」という概念が抛り所になるかと思われる。リテラシーという語は、今や情報リテラシー、メディアリテラシー等、様々な分野で用語として市民権を得ているようであるが、アカデミックな歴史学において「歴史リテラシー」という語は未だ広範に使われてはおらず、十分に定着しているように見えない。一方、教科教育という専門分野においては、「世界史リテラシー」を抛り所に高等学校の世界史教育を再生しようという提言が行われている²。

内容や信頼性等において種々様々な情報が溢れている昨今の状況下において、情報リテラシーの不可欠性は多言を要しないが、時に相反する各種の史料が膨大に存在する歴史的世界との同質性を看取るならば、「歴史リテラシー」と情報リテラシーはほぼ同義となる³。歴史学における言語論的転回が主張されようとも、史料実証主義が歴史学の根幹であることに変わりはない。とすれば、実証主義の方法論を身に付けることは情報リテラシーを習得することに直結すると言うことは十分可能である。もちろん、問題設定に始まり記述に至る研究のすべての過程自体が考察の対象となるという言語論的転回論の発想は尊重されるべきである。

こうしたことを踏まえつつ、本稿では大学教育における「歴史リテラシー」の課題を、主に「ナショナル・ヒストリー」との関わりにおいて考察したい。

1. 大学生と「歴史リテラシー」

さしあたり「歴史リテラシー」を「史料から必要な情報を引き出し、それを活用する力」と定義しておくならば、多くの学生において「歴史リテラシー」はかなり心もとないという現実がある。高校の「日本史」や「世界史」という科目は暗記物であるという彼らの根強い認識が、そこに影を落としている。その背景には、両科目が大学入試センター試験をはじめとする入試の科目となっていること、そしてマークシートによる選択式といった出題のあり方、それに対応した高校における教育方法が影響していることはおそらく間違いない。

少なからぬ学生において、高校の検定教科書はもちろん、専門書や歴史辞典の記述内容、さらにはインターネット上の情報でさえ、正誤や真偽を吟味すべき対象という意識は希薄である。その結果、最悪なケースとしてネット情報の安直なコピー＆ペーストがレポートや演習での研究発表に登場することになる。そこまで酷くはなくとも、あるテーマについて研究報告を担当した学生が、最新の研究成果があるにもかかわらず、当人が生まれるはるか前に書かれた、研究水準的にはとうにお蔵入りしているような専門書の内容を、意味を理解することなく棒読み調でプレゼンテーションするといった光景に出くわしたことは二度や三度ではない。そこで学生に問題点を指摘しても、狐につままれたような表情を浮かべていることさえある。

ここにはまさしく「歴史リテラシー」の希薄さあるいは欠如の状況が表れているのだが、その内実には次のようないくつかの要素がある。

- ①史料批判という発想。
- ②歴史研究あるいは研究者におけるイデオロギーの介在という視点。
- ③歴史研究と現実政治との相克という視座。

簡単に言えば、①とは活字化されたものへの盲信であり、ネット情報への安易な信頼である。ある授業で、インターネット上の百科事典と称する「ウィキペディア」の問題点

を学生に説明し、使用しないよう指示したところ、「ウィキペディア以外のネット情報なら使っていいのですか」と質問してきた受講者がいた。辞典や専門書にさえ限界や誤りがあるというのは、彼らにとって想像を絶することであるらしい。英語文献を読む授業で、当人が使用している電子辞書に出てこない訳語を示した筆者に対し、疑惑の表情を浮かべた学生は、ある意味象徴的である。

脱イデオロギーの時代において、②は必然的なことかもしれない。学生の多くは政治的アパシーと無縁ではなく、時には左翼と右翼の違いも分からず、『毛沢東語録』というものがあって、それがかつて学生運動に大きな影響を与えたことは初耳で、マルクス＝レーニン主義などというものを少しは耳にしたことはあっても、それがどのような思想であるかを少しばかり説明するのにも四苦八苦、というのはよく見かける状況である。これは、歴史研究や歴史研究者における価値中立性を無意識的に前提とする、あるいはそもそもそうしたことを全く考えもしないということと表裏一体の関係にあると言つてよかろう。

歴史認識をめぐる対立が日本と韓国、日本と中国のあいだにあることを全く知らないという者にこれまで大学で出くわしたことではないが、この問題には研究と政治の論理というものの次元の違いが根底にあるということを理解するのは思いのほか難しいのかもしれない。「戦争責任」をテーマとする授業でひとしきりドイツやわが国のことについて議論したあとで、加害者側が被害者側に対して「素直にごめんなさいと言えばそれで済むことだと思うのですが、なぜそれができないのでしょうか」と、受講者が語ったことがある。「戦争責任」という問題は純粋に歴史学の研究や歴史教育の事柄ではなく、しばしば国家間や国内における政治的テーマであるということを学んだにとかかわらずこのような感想が発せられたことは、偏狭なナショナリズムやショーヴィニズムにとらわれていない若者の素直な気持ちの表れであると同時に、「政治化された歴史」とアカデミックな歴史研究との差異を感じ取るのが容易ではないことの証左であろうか。

2. 「ナショナル・ヒストリー」の脱構築

「歴史リテラシー」ということを考える際、「ナショナル・ヒストリー」＝「国史」というものあり方について考えることは必須である。現代において、一国の国民にのみ受け入れ可能な歴史の記憶が広く容認されるとは思えない。今や「国史」の国際性は不可欠なのである。

ところが、現実は理想からは遠い。たとえば、わが国との間で「歴史認識」問題を抱える韓国や中国において、「国史」の一国主義的性格は明らかである。韓国のある歴史研

究者は、韓国の歴史教育と歴史教科書が「ナショナリズムだらけであり、また『反目的』であると批判される面もあった」ことを指摘し、「このような歴史教科書で教わった韓国の学生の日本認識は厳しい」と述べる。「韓国の学生は、日本が前近代では韓国から文化を学び、近代では韓国を侵略・支配した、つまり恩を仇で返したと見」ており、「現代の韓日関係に関する知識はほとんどない。その結果、彼らは日本の力量を軽視し、今でも大日本帝国の名残が残存しているとみる」⁴。いわゆる「小中華」意識が歴史教育においても見え隠れしているが、こうした歴史観が韓国政府の対日政策や韓国メディアにおける日本報道に強く影響を及ぼしていることは否定できない。

並木頼寿は中華人民共和国の歴史教育の特色について、次のように分析している⁵。

- ①中国共産党の指導する社会主義の正しさと、「中華民族」としての愛国心を教え込むことを主たる目標としている。
- ②マルクス主義の発展段階論を骨格とし、したがって西洋史を歴史の主流と見なしつつ、社会主义中国をその最高の段階に位置づける一方、他の非西洋諸国を低い段階に位置づけている。
- ③現在の国民国家の枠組をそのまま過去に投影する傾向が顕著である。
- ④チベットなどの少数民族についてはあくまでも国内の民族間問題として扱う一方、歴代王朝の冊封・朝貢関係については記述がない。
- ⑤近代以前の日本は、文化交流の面で中国から絶大な影響をうけて社会と国家を形成した存在として位置づけられているにすぎない。近代以降になると、日本はみだりに武力を好む侵略的な傾向の強い帝国主義国家として登場する。

つまり、中国の歴史教育には共産党支配の正統性を教え込もうとする意図が明白であり、「中華意識」は垣間見せても、過去の華夷秩序的国際関係については言及しない。記述内容の選択において明らかに政治・外交的意図が看取できる。

韓国や中国におけるこうした歴史教育のあり方とある種の共通性を有するのが、「新しい歴史教科書をつくる会」の運動である。1997年に始まる「つくる会」は当初、政治的には無定形であったが、保守系ナショナリストが加わることにより「保守のレトリック」が与えられ、形を成していく。さらに、「進歩」的な学者や文化人たちが、「つくる会」の本質を十分把握しないまま、「右翼」「歴史修正者」「反動」といった旧来のレトリックで性急に批判を行ったことが、この会を国家主義へと向かわせる要因となっ

たと小熊英二は指摘する⁶。

このいわば反発的ナショナリズムとでも表現すべき状況は、日本国内に限らず国際的に展開している。韓国の抵抗民族主義が日本の民族主義者を刺激し、その言動が今度は韓国の民族主義者を憤激させるという「民族主義の共犯関係」状況がナショナル・ヒストリーの世界においても存在し、韓国の国史教科書が「つくる会」の『新しい歴史教科書』のモデルとして推奨されている皮肉な現実がある⁷。

かかるナショナル・ヒストリーの競合・対決状況はもちろん望ましいことではなく、打破されるべきであるが、それは容易なことではない。いわゆる歴史和解の試みとして、日本と韓国、日本と中国のあいだでは、政府間の合意に基づいて歴史共同研究が行われてきた。日韓は第1期（2002～2005年）、第2期（2007～2010年）の二度、日中は2006～2009年にかけて共同研究は実施され、それぞれ報告書が作成されている⁸。さらに日韓のあいだでは首脳間の合意に基づき、2009年より「日韓新時代共同研究プロジェクト」が開始され、歴史という枠を超えて、2010年には「国際政治」「国際経済」「日韓関係」の3テーマ、2013年には「文化・知識・メディア交流促進」「人的ネットワークの形成」「東アジア複合安保秩序構築」「原子力安全及びエネルギー協力」「環境パートナーシップ」「東アジア共生経済秩序構築」「複合共生技術協力」の7テーマについてそれぞれ研究報告が公表されている⁹。

果たして国家間の歴史認識の溝を埋めるための手段として、政府肝煎りの共同研究という形態は有効なのであるか。おそらくここには、政治における正義の実現と、歴史的真実の追求の間にある越えがたい溝が横たわっているのである。日中共同歴史研究に参加した著名な外交史家は、中国共産党政権の正統性の基盤である「抗日戦争史観」が中国における歴史研究の基礎になっているとは言え、学術レベルでは比較的自由な意見交換と成果の共有が可能になっていることを実感したという。しかし、学術研究の成果を国民レベルの議論や歴史教育に反映するとなると、事は容易ではない。中国の教科書は社会の変化を反映して多様化の様相を見せているものの、「抗日戦争史観」に反する歴史教育というものはあり得ない。日本では歴史観の多様性を尊重し、教科書検定もそれを踏まえて行われているから、公的性格を持つ研究の成果だからと言ってそれが世論や教科書に影響を及ぼすとは限らない¹⁰。

歴史教科書が時に国家の歴史観を表明するものであり、少なくともそこに記述されている内容を排除しないという意味で公的に認知しているという性質を持つ限り、複数国間での歴史認識に関する議論を教科書の内容に取り入れるということは、学問外の事柄となる。政治の世界で時

に語られる、「過去と真摯に向き合う」という表現は、アカデミックな歴史研究の成果を公正に踏まえるということを必ずしも意味しない。どの研究成果を受け入れ、どの成果を黙殺・無視・否定するかは政治的判断に基づいて行われるのである。

一方で、歴史学という分野に限らず、研究なるものは試行錯誤を繰り返すものであり、学説の修正は日常のことにも属するが、そこに政治の論理が介在することで、困難が生じるのは明白である。そもそもアカデミズムとしての歴史学における史的事実と、政治の世界における「歴史の真実」とは、次元の異なるものである。それゆえ、公的性格を持つ歴史の国際共同研究の限界は明らかである。場合によつては、それは「政治目的に奉仕する歴史」になりかねない。

「歴史はそれ自體においてあるものであつて現代を解決するための答案ではない。歴史には決論があつてはならぬ。然るに政治は『決意』から出發する。決意は政治家に委ねらるべきであつて歴史家の仕事ではない。かくして認識と行為の間には越え難い溝が横はつてゐたのである」という言は、実に重みを持っている¹¹。

3. 「歴史和解」という課題

教科書の記述内容と連係することを視野に収めた国際共同研究が、多大の障壁に直面するのは以上で見てきた通りである。もちろん、一国主義的な「ナショナル・ヒストリー」を脱構築しようとする努力を断念してはならないし、実際のところ、そうした試みはあまり政治的制約のない場でいくつも行われてきている¹²。

歴史認識をすり合わせる作業において大切なことは、自己反省と相互批判であると考えられる。ポーランド近代史を専攻する韓国の林志弦は、「国史」がもたらす排他的論理について、次のような面白いエピソードを記している。

第一次世界大戦後、ポーランドとロシアの国境を画定するため、辺境のある村に測量技師がやって来た。畑を耕していたある農民が、技師たちに何をしているのかと尋ね、国境を画定する作業をしているのだと技師たちが答えると、その農民は自分の地はどちらに属するようになるのかと問うた。ロシアではなくポーランドに属するようになるという返事を聞くと、農民は神様に感謝の祈祷を捧げた。なぜか？ ロシアの冬はとても寒くて耐えにくいかからというのだ。

たまたま引かれた国境線の向こうかこちらかによって冬の寒さが異なるというこの農民の言動のなかに、林氏は近代国民国家の境界論理に包摂された意識を読み取っている¹³。類似の例は身近にある。いつぞや、学生との会話で天気予報が話題になった際、例えば関西では6府県に加

え、隣接する岡山県、徳島県、三重県、福井県の天気もしばしば報じられていると知った学生が、なぜそんな必要があるのかと怪訝な表情で聞いたことがあった。兵庫県と岡山県、滋賀県と三重県の境界付近の住民は、両方の県の天気予報から地元の天気を予測する必要があるでしょうと答えたなら、その学生はひとまず納得していた。

高句麗をめぐる中韓両国の論争はその典型かもしれない。主人公であるべき高句麗人をないがしろにして、中国あるいは韓国がその歴史を排他的に専有しようとするのは、近代国民国家的発想を過去に無理矢理遡及させる牽強付会の論理と言わざるを得ない¹⁴。

おそらく「歴史和解」への糸口の一つは、こうした「線引き」の発想から脱却するところにあるのだろう。主権国家が併存する現代世界において、領土がどこの国に帰属しているかという意味での「線引き」は不可避である。しかし、こうした発想が実は最近のものであるという認識を各國の国民が共有するようになれば、たとえ緩やかではあっても状況は変わり得ると思うのである。

そのためにはやはり、一国主義的な「ナショナル・ヒストリー」の脱構築が欠かせない。かつては、史的唯物論やその派生形たるコミニテルンの1932年テーゼに基づいた、日本の近現代を全面的に否定するかのような歴史理解が主流を占めていた。かかる「ナショナル・ヒストリー」の否定あるいは解体は、それが善意や誠意に基づくものであっても、しばしば他国の「ナショナル・ヒストリー」を結果的に正当化し、時に膨張させるという事態をもたらすという点で、不健全な循環を引き起こしかねない。「歴史は民族によってそれぞれ異なるのは当然」であり、「國家の数だけ歴史があっても、少しも不思議はない」という日本の『新しい歴史教科書』の思想は、皮肉なことに韓国の固定歴史教科書を手本としているという、ナショナリズムの「共犯的敵対関係」を林志弦は指摘している¹⁵。

被害国ナショナリズムと加害国ナショナリズムを区別し、後者は前者に譲歩するのが当然であるというような思考も、見解が分かれるすべての事柄に適用することは学問的に無理がある。前述の高句麗や渤海のような中国と韓国のあいだの問題においては、そもそもこの図式は成立しないのである¹⁶。

いったい「歴史和解」への道のりはどうあるべきなのだろうか。これまで考察してきたように、これなら間違いないという处方箋は多分存在しない。政府がお膳立てする歴史の共同研究は、そもそも外交問題を研究の場に丸投げする逃避的性格が色濃い。それに参加するのが民間の研究者であっても、一国の代表という立場ともなれば、発言や研究発表における自由度は制約されることを免れない。公的

性格の共同研究は歴史対話の方法としておそらく不向きである¹⁷。地道な民間レベルの国際共同研究の積み重ねが大切なのであろう。

おわりに

未成年が歴史を学ぶというのは、実は困難なことかもしれない。教養や諸分野の知識を欠いたまま歴史に向かっても上辺しか理解できず、ひいては単なる丸暗記に陥りかねないからである。そして「暗記する歴史」は、読書や思考に導かないがゆえに「反歴史学」である¹⁸。前述のように、いわゆる「受験世界史」や「受験日本史」は大学受験生において暗記物の代表格と見なされ、それゆえ少なからぬ高校生に敬遠されている。もっとも暗記する量が多いとみなされている「世界史」は必修科目であるにもかかわらず、あるいは必修科目であるがゆえに、センター試験で選択される率が地歴科のなかで最下位である¹⁹。

一般的な大学生の年齢層は、歴史を学ぶのに適した時期なのかもしれない。この年代に「歴史リテラシー」の基礎を身に付けておくことが大切なだろうと思う。その際、歴史は暗記物という考え方から脱却することが必要なのであるが、これは決して容易なことではない。12年間の学習課程で身に付いた、受動的あるいは無批判的とも言いうる思考の慣性は、概して強固なものである。

それゆえ授業のテーマ選択が重要である。例えば戦争責任や「歴史和解」は、若い世代においても重苦しい事柄であるようだが、思考や読書に導きうる題材であろうと考えている。多くの若者は、日本の過去について詳しくはなくとも、そのなかに暗部があると感じており、ある種の罪悪感を抱いていることは恐らく間違いない。一方で、近隣諸国等から自分の生まれるはるか前の時代のことばかり取り上げて、日本が非難されることに違和感を持っていることも否定できない。

かつてドイツ連邦共和国の大統領を務めたリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは、ドイツ連邦議会で敗戦後40周年を記念した有名な演説を行った。そのなかでナチズムおよびそれに対するドイツ人の罪責について、次のように述べている²⁰。

一民族全体の罪、あるいは無罪などと言うことは存在しません。罪は、無罪と同様に、集団に関わることではなく、人間ひとりひとりに関わることであります。
(中略)

今日の私たちの人口の大半は、あの当時には子供であったか、まだ生まれてもおりませんでした。彼らは自分が犯したわけではない犯罪に対して、自分の罪責を告白することはできません。
(中略)

私たちすべての者は、罪責のあるなしにかかわらず、老幼を問わず、あの過去を我と我が身に引き受けなければなりません。私たちすべての者は、あの過去のもたらす諸々の結果に関わっておりますし、政治的責任を負うているのであります。

ここでは、学者のカール・ヤスバースが 1946 年に行った講演「罪責問題について」の論法の影響を受けてか、民族としてのドイツ人の免罪要求とドイツ国民の「政治的責任」を結び付ける議論が展開されている。歴史学その他の観点から、いくつも問題点が指摘しうる演説内容であるが、国益の観点に立って行われた国家の公式的歴史認識の表明として興味深いことは間違いない²¹。

ヴァイツゼッカーとヤスバースの語りを聞いて思い起こすのは、マックス・ヴェーバーが第一次世界大戦後の講和のあり方をめぐって、「国民というものはたとえ利益の侵害は許しても、名誉の侵害、とくに説教じみた独善による名誉の侵害だけは決して許さないからである」と述べていることである²²。ヴェルサイユ条約に基づく賠償金の支払いよりも、賠償の根拠とされたドイツの「戦争責任」追及に対する反感こそが、条約を不承不承ながら受け容れるを得なかつたヴァイマル体制への反発と、ナチスおよびヒトラーへの支持へつながったことは注目しておくべきであろう²³。

自国史を独善的に美化する姿勢、過去のなかの肯定的側面にさえ目を閉ざすというあり方のいずれも歴史に向き合う適切な態度ではない。前者は平和的発展を成し遂げてきた第二次世界大戦後の日本の歩みを台無しにしかねないものである。一方、非西洋諸国の中でいち早く立憲体制を確立し、さらには不十分ながらも政党政治を実現したという日本の過去は誇るに値することである。まず肯定的事実を踏まえたうえで、過去の誤りについて伝えるという姿勢でないと、若者の多くは近現代史から目を背けるであろう²⁴。過去の全否定は独善的な悪しき「ナショナル・ヒストリー」の温床となりかねないのである。

-
- ¹ 人々が有している歴史に関する知識の様相については、拙稿「近現代史学教育の課題によせて」(『大学教育研究 三重大学授業研究交流誌』20 号、2012 年、1-4 頁を参照)。
- ² 原田智仁「世界史教育の再生は可能か 一世界史リテラシーの視点から」(『社会系諸科学の探究』法律文化社、2010 年 3 月)、102-115 頁。
- ³ 佐藤卓己『ヒューマニティーズ 歴史学』(岩波書店、2009 年)、12 頁。
- ⁴ 鄭在貞「韓日につきまとう歴史の影とその克服のための試み」(三谷博編著『リーディングス 日本の教育と社会 6 歴史教科書問題』日本図書センター、2007 年) 255-256 頁。
- ⁵ 並木頼寿「中国教科書の世界・日本像」(同上) 272-286 頁、三谷博「第IV部 近隣諸国 歴史教科書とナショナリズム 解説」(同上) 243-247 頁。
- ⁶ 小熊英二『左』を忌避するポピュリズム 現代ナショナリズムの構造と揺らぎ』(同上) 25-28 頁。
- ⁷ 三谷博「第V部 提言 国境を超える歴史認識を求めて解説」(同上) 315 頁。
- ⁸ 歴史共同研究の概要及び報告書等については、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/index.html> および http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishi_kk.html を参照。
- ⁹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/newera/index.html>
- ¹⁰ 波多野澄雄『国家と歴史』(中公新書、2011 年) 228-238 頁。
- ¹¹ 鈴木成高『ランケと世界史学』(弘文堂書房、1939 年)、94 頁。佐藤前掲書、20 頁。
- ¹² 三谷博「第V部 提言 国境を超える歴史認識を求めて解説」(三谷前掲編著) 311-312 頁。
- ¹³ 林志弦「国民国家の内と外 東アジアの領有権紛争と歴史論争に寄せて」(同上) 370-371 頁。
- ¹⁴ 同上、371 頁。
- ¹⁵ 同上、372-373 頁。
- ¹⁶ 三谷博「歴史教科書問題 序論」(三谷前掲編著) 5 頁。
- ¹⁷ 同上、6 頁。
- ¹⁸ 佐藤前掲書、123 頁。
- ¹⁹ 独立行政法人大学入試センターの平成 26 年 2 月 6 日付発表によれば、平成 26 年に実施された大学入試センター試験の地理歴史において、世界史を選択した者は A・B 合わせて 22.3% であるのに対し、日本史は 39.8%、地理は 37.9% である。
- ²⁰ 川合全弘「西ドイツの国家理性としての過去の克服 ヴァイツゼッカー演説の政治的意義について」(『産大法学』42 卷 4 号、2009 年 2 月) 16-19 頁。永井清彦編訳『ヴァイツゼッカー大統領演説集』(岩波書店、1995 年) 9-10 頁。
- ²¹ 1985 年のヴァイツゼッカー演説は、日本では多くの識者等によって過去の「克服」や戦争責任論の模範として称揚され、一方で少数の論者からは欺瞞性を非難してきた。前掲の川合論文はこの演説に対する従来の評価の誤りや一面性を指摘した上で、ドイツの国益を追求する意図を有した、すぐれて政治的な演説であると分析している。
- ²² マックス・ヴェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』(岩波文庫、1980 年) 84 頁。
- ²³ 牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』(中公新書、2009 年) 6 頁。
- ²⁴ 三谷博「歴史教科書問題 序論」(三谷前掲編著) 9 頁。